

第3項 関係者の役割と連携・協力

1 関係者の役割分担

生活習慣病予防対策に係る、関係者の役割分担は次のとおりです。

主 体	具体的役割
県 民	健康増進法第2条による国民の責務 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。 特定健康診査・保健指導の受診（40～74歳）
県	総合調整 生活習慣病等に関する情報の収集・関係者への提供 生活習慣病に関する実態等を把握するための調査の実施 特定健康診査・保健指導の実施に係る人材や健診機関の指導・育成 特定健康診査・保健指導に係る精度管理の推進 特定健康診査・保健指導受診に関する県民への普及啓発 健康増進法に基づき市町村が実施する保健事業等に対する支援 関係者の連携・協力体制構築の推進 地域や職域における健康づくり推進のためのキーパーソンの育成・支援 健康づくりのための環境整備
市町村 （衛生部門）	がん検診など健康増進法に基づく健康増進事業の実施 特定健康診査・保健指導受診に関する住民への普及啓発 地域における健康課題等の実態把握、分析 地域に根ざした生活習慣病予防のための啓発・情報提供 地域住民の健康づくり活動の支援
医療保険者	特定健康診査・保健指導の実施 特定健康診査・保健指導受診に関する被保険者・被扶養者への普及啓発 県や市町村に対する特定健康診査・保健指導に関するデータの提供 県や市町村に対する医療機関受療動向に関するデータの提供
事業者	事業所における保健事業の実施 医療保険者と連携した特定健康診査・保健指導受診に関する従業員への普及啓発
医療機関	関係者への医療情報の提供
関係団体	各々の分野における保健事業等の実施